

令和5年2月定例会

厚生委員会資料  
(福祉保健部)



秋田市社会福祉審議会条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>第1条（略） （調査審議事項の特例）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項の児童福祉に関する事項には、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第72条第1項各号</u>に掲げる事務に関する事項および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する機関が同条に掲げる規定によりその権限に属させられた事項を含むものとする。</p> <p>以下（略）</p>	<p>第1条（略） （調査審議事項の特例）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項の児童福祉に関する事項には、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第77条第1項各号</u>に掲げる事務に関する事項および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する機関が同条に掲げる規定によりその権限に属させられた事項を含むものとする。</p> <p>以下（略）</p>

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>第1条（略） （定義）</p> <p>第2条（略） （1）および（2）（略）</p> <p>（3）1号認定子ども 市が、<u>法第19条第1号</u>に該当するとして法第20条第4項の教育・保育給付認定（以下「教育・保育給付認定」という。）を行った子どもをいう。</p> <p>（4）2号認定子ども 市が、<u>法第19条第2号</u>に該当するとして教育・保育給付認定を行った子ども（特定満3歳以上保育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。次号において同じ。）を除く。）をいう。</p> <p>（5）3号認定子ども 市が、<u>法第19条第3号</u>に該当するとして教育・保育給付認定を行った子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを含む。）をいう。</p> <p>（6）（略）</p> <p>以下（略）</p>	<p>第1条（略） （定義）</p> <p>第2条（略） （1）および（2）（略）</p> <p>（3）1号認定子ども 市が、<u>法第19条第1項第1号</u>に該当するとして法第20条第4項の教育・保育給付認定（以下「教育・保育給付認定」という。）を行った子どもをいう。</p> <p>（4）2号認定子ども 市が、<u>法第19条第1項第2号</u>に該当するとして教育・保育給付認定を行った子ども（特定満3歳以上保育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。次号において同じ。）を除く。）をいう。</p> <p>（5）3号認定子ども 市が、<u>法第19条第1項第3号</u>に該当するとして教育・保育給付認定を行った子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを含む。）をいう。</p> <p>（6）（略）</p> <p>以下（略）</p>

秋田市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例新旧対照表（第3条関係）

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第82条</u>の規定に基づく過料について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>以下（略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第87条</u>の規定に基づく過料について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>以下（略）</p>

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>    第2節 人員に関する基準     (従業者の員数)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 <u>第1項の規定にかかわらず、保育所もしくは家庭的保育事業所等（秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第60号）第3条に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限</u>り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 <u>前項の規定にかかわらず、保育所もしくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限</u>り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。</p> <p>第7条～第40条 (略)</p> <p>    (安全計画の策定等)</p> <p><u>第40条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた当該指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修および訓練その他当該指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修および訓練を定</u></p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>    第2節 人員に関する基準     (従業者の員数)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>第7条～第40条 (略)</p>

期的に実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。  
(自動車を運行する場合の所在の確認)

第40条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車および降車の際に、点呼その他の当該障害児の所在を確実に把握することができる方法により、当該障害児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車(運転者席およびこれと並列の座席ならびにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項の規定による所在の確認(障害児の降車の際に行うものに限る。)を行わなければならない。

第41条～第45条 (略)

第46条 削除

第47条～第58条 (略)  
第6節 基準該当通所支援に関する基準  
(従業者の員数)

第59条 (略)  
2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、保育所もしくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

第41条～第45条 (略)  
(懲戒に係る権限の濫用の禁止)

第46条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき、又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める行為その他の懲戒に係る権限の濫用をしてはならない。

第47条～第58条 (略)  
第6節 基準該当通所支援に関する基準  
(従業者の員数)

第59条 (略)  
2 (略)

<p>第60条および第61条 (略) (準用)</p> <p>第62条 第4条、第7条および第4節(第11条、第23条第1項および第4項、第24条、第25条第1項、第31条、第33条ならびに第51条第2項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。</p> <p>第63条～第66条 (略) 第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第67条 (略) 2および3 (略)</p> <p><u>4 前項の規定にかかわらず、保育所もしくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。</u></p> <p>第68条～第95条 (略) (準用)</p> <p>第96条 第12条から第22条まで、第24条、第25条、第26条(第4項および第5項を除く。)、第27条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条、第38条の2、<u>第40条の2、第40条の3第1項</u>、第41条から第45条まで、第47条、第49条、第50条、第51条第1項、第52条から第54条までおよび第75条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第37条」とあるのは「第95条」と、第16条中「いう。第37条第6号および第51条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第94条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第94条第2項」と、第26条第1項、第27条の見出しおよび同条ならびに第54条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。</p> <p>第6章 保育所等訪問支援 第1節 基本方針</p> <p>第97条～第100条 (略) 第4節 運営に関する基準 (準用)</p> <p>第101条 第12条から第22条まで、第24条、第25条、第26条(第4項および第5項を除く。)、第27条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条、第38条の2、<u>第40条の2、第40条の3第1項</u>、第41条、第43条から第45条まで、第47条、第49条、第50条、第51条第1項、第52条から第54条まで、第75条および第93条から第</p>	<p>第60条および第61条 (略) (準用)</p> <p>第62条 第4条、第7条および第4節(第11条、第23条第1項および第4項、第24条、第25条第1項、第31条、第33条、<u>第46条</u>ならびに第51条第2項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。</p> <p>第63条～第66条 (略) 第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第67条 (略) 2および3 (略)</p> <p>第68条～第95条 (略) (準用)</p> <p>第96条 第12条から第22条まで、第24条、第25条、第26条(第4項および第5項を除く。)、第27条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条、第38条の2、第41条から第45条まで、第47条、第49条、第50条、第51条第1項、第52条から第54条までおよび第75条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第37条」とあるのは「第95条」と、第16条中「いう。第37条第6号および第51条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第94条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第94条第2項」と、第26条第1項、第27条の見出しおよび同条ならびに第54条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。</p> <p>第6章 保育所等訪問支援 第1節 基本方針</p> <p>第97条～第100条 (略) 第4節 運営に関する基準 (準用)</p> <p>第101条 第12条から第22条まで、第24条、第25条、第26条(第4項および第5項を除く。)、第27条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条、第38条の2、第41条、第43条から第45条まで、第47条、第49条、第50条、第51条第1項、第52条から第54条まで、第75条および第93条から第95条までの規定は、指定保育所</p>
---	---

95条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第37条」とあるのは「第95条」と、第16条中「いう。第37条第6号および第51条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第94条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第94条第2項」と、第26条第1項ならびに第27条の見出しおよび同条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第43条第1項中「従業者の勤務体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務体制」と、第54条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

第7章 多機能型事業所に関する特例

以下 (略)

等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第37条」とあるのは「第95条」と、第16条中「いう。第37条第6号および第51条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第94条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第94条第2項」と、第26条第1項ならびに第27条の見出しおよび同条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第43条第1項中「従業者の勤務体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務体制」と、第54条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

第7章 多機能型事業所に関する特例

以下 (略)

地方独立行政法人市立秋田総合病院第2期中期計画新旧対照表

改正案	現行
<p>前文 (略)</p> <p>第1～第9 (略)</p> <p>第10 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 法令・行動規範の遵守</p> <p>医療法をはじめとする各種関係法令、臨床倫理に係るガイドライン等を遵守し、倫理的な問題を含むと考えられる医療行為については、病院内の倫理委員会又は治験審査委員会において十分な検討を行います。</p> <p>また、患者の個人情報の保護および患者又は家族からの情報開示請求については、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>および<u>秋田市情報公開条例（平成9年秋田市条例第39号）</u>に基づき適切に対応します。</p> <p>なお、職員の倫理、行動規範および公益通報制度についても、関連する規程を周知し、職員の法令遵守体制の充実を図ります。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第11 (略)</p> <p>用語解説 (略)</p>	<p>前文 (略)</p> <p>第1～第9 (略)</p> <p>第10 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 法令・行動規範の遵守</p> <p>医療法をはじめとする各種関係法令、臨床倫理に係るガイドライン等を遵守し、倫理的な問題を含むと考えられる医療行為については、病院内の倫理委員会又は治験審査委員会において十分な検討を行います。</p> <p>また、患者の個人情報の保護および患者又は家族からの情報開示請求については、<u>秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）</u>および<u>秋田市情報公開条例（平成9年秋田市条例第39号）</u>に基づき適切に対応します。</p> <p>なお、職員の倫理、行動規範および公益通報制度についても、関連する規程を周知し、職員の法令遵守体制の充実を図ります。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第11 (略)</p> <p>用語解説 (略)</p>